

各 位

会社名：株式会社 クリード
代表者名：代表取締役 宗吉 敏彦
(コード番号 8888 東証 2 部・大証ヘラクレス)
問合せ先：執行役員財務経理部長 菅原 猛
(TEL 03-3500-3300)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 7 月 27 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び同第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を、平成 16 年 8 月 27 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識を一層高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的とし、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員（以下「対象者」という。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合又は当社が資本減少を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式は 1 株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に、(3)で定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）における株式会社東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合又は当社が資本減少を行う場合等、払込金額を調整すべき事由が生じた場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 18 年 8 月 27 日から平成 20 年 8 月 31 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ② 対象者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- ③ その他の条件については、取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社は、対象者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会の決議により決定する。

以 上